# 教育委員会定例会会議録

# 1 日 時

令和3年 3月11日 (木) 開会 9時00分 閉会 10時43分

## 2 場 所

教育委員室

# 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 木平芳定教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員 北野誕水委員

欠席委員 なし

# 4 出席職員

教育長 木平芳定(再掲)、副教育長 宮路正弘 次長(教職員担当)山本健次、次長(学校教育担当)諸岡伸 次長(育成支援・社会教育担当)中野敦子、次長(研修担当)吉村元宏 教育総務課 課長 伊藤美智子、班長兼企画員 森将和 教育財務課 課長 奥田文彦、課長補佐兼班長 小西広晃 教職員課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 福井崇司、班長 水谷匡利、 班長 湯浅秀紀、班長 大屋慎一、主査 松村敏明 福利・給与課 課長 青木茂昭、班長 田中宏明 高校教育課 課長 井上珠美、課長補佐兼班長 西川俊朗、 充指導主事 岩崎新一郎 社会教育・文化財保護課 課長 林幸喜、主幹兼係長 斎藤清美

#### 5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第59号 専決処分の承認について(令和2年度 三重県一般会計補正予算(第14号)) 原案可決 議案第60号 三重県立学校における学校運営協議会 を設置する学校の指定について 原案可決 議案第61号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を 改正する規則案 原案可決 議案第62号 職員の懲戒処分について 原案可決

#### 6 報告題件名

報告 1 三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」(案)について

報告 2 教職員の資質能力向上支援事業の令和2年度実施結果について

# 7 審議の概要

#### ・開会宣言

木平芳定教育長が開会を宣告する。

# ・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

# ・前回審議事項(2月15日開催)の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

## ・議事録署名者の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

## ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第62号は人事に関する案件のため、非公開とすることを決定する。

会議の進行は、この後の事務手続きの関係上、非公開の議案第62号を審議した後、公開の報告1から報告2の報告を受けた後、公開の議案第59号から議案第61号を審議する順番とすることを決定する。

# •審議事項

## 議案第62号 職員の懲戒処分について (非公開)

中村教職員課長が説明し、委員審議のうえ採決の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

#### •審議事項

# 報告1 三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」(案)について (公開)

(中村教職員課長説明)

報告1 三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第 二期)」(案)について

三重県教育委員会特定事業主行動計画「女性活躍推進アクションプラン(第二期)」 (案)について、別紙のとおり報告する。令和3年3月11日提出 三重県教育委員 会事務局 教職員課長

1ページをおめくりいただきまして、この女性活躍アクションプランについての説

明でございます。

1つ目として、第二期プランの概要ということで、女性活躍推進法と言われているものがございまして、これは10年間の時限立法で、上半期に第一期の計画を作って、それが今年度で最終年度を迎えます。令和3年度から7年までの5年間につきましては、また新たな計画を策定するということで、計画の対象としては、県立学校、小中学校の県費負担教職員と事務局の職員ということでございます。

このプランの策定にあたりまして、2番にプランの目標ということで、目標数値を 掲げております。1つ目としては、管理職における女性職員の割合ということで、第 二期プランでは30%を目標にしたいと考えております。

現行プランでは目標は20%でございます。現状値としましては、今年度5月1日 現在は22.3%ということで、20%を上回っている状況です。

2つ目の目標としては、職員一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数を15日に したいと考えております。これは、第二期プランで新たに設定しようとするものでご ざいまして、現状値は令和元年度の実績で12.1日でございます。

3番の現状と課題ということで、第二期のプランの策定にあたり、現状と課題というところを、(1)機会の提供に関する現状と課題というところで分析をしております。概要としましては、令和2年度の新規採用の教員における女性の割合は、51%となっていますが、採用試験の申込者における女性の割合は、40.8%で、長い目で見ると減少傾向にあるということで、より積極的な広報が必要と考えています。

女性管理職の割合は目標を達成しているんですが、校種別に見ると、小学校は29.5%なんですが、中学校で11.4%、県立学校で13.1%ということで、中学校、県立学校のほうで積極的な登用を図っていく必要があると考えています。

2ページ目が、両立支援のための勤務環境の整備に関する現状と課題というところで、年次有給休暇は12.1日ですが、ずっと横ばいの状況が続いている状況です。時間外勤務につきましても、教頭であるとか指導教諭という役職別でみて、そういったところは、1カ月45時間、これは上限時間というので40時間を設定しているところですが、その辺が越えている状況も見られてきますので、さらにそこのところの対応が必要だということです。

令和元年度の男性職員の妻の出産及び育児参加のための休暇があるんですが、それは県立学校で69.9%、事務局で100%で、休暇は取っているんですが、育児休業そのものは全体で4.1%にとどまっているということで、男性職員の育児休業等の取得の対応が必要と考えています。

4番目として、これら現状と課題も見据えた上で、具体的な取組、どういうことを やっていくかということですが、機会の均等につきましては、採用試験で実施方法や 応募要件等も見直しながら、全体として受験者の確保をしながら、女性の方も受けて もらえるような形をもっととりたいということです。

主幹教諭や指導教諭の段階で、女性職員をそういうところへの登用を進めて、マネジメントや職員の育成指導について、知識や能力を習得する機会を提供していく必要があるということや、所属長が職員の育児の状況もしっかり確認した上で、いろんな業務上の配慮や業務の割り振りを考えていく必要があるということ。

女性職員の能力を重視した管理職への積極的な登用で、これは先ほど言いましたように、校種にとらわれないということで、中学校、高校をもっと増やしていく必要があると考えています。

(2) 勤務環境の整備につきましては、今、働き方改革ということで進めておりますが、まだまだ不十分なところがあるので、さらに進めていくことであるとか、ICTを活用して業務の効率化を図っていくことで、教員が休暇や休業を取りやすいような状況にしていきたいということ。それから外部人材の活用であるとか、育児休業に伴う代替職員の確保のための任期付職員の採用と書いてありますが、これは講師の代替職員が、病気休暇とか育児休業とかに入っている間、確保できにくいという現状がある中で、育児休業については、任期付職員を制度的に取り入れて、早めにこれは合格や内定を出せますので、それで確保していきたいということです。

それから、男性育休の取得が進んでおりませんので、それをいろんな検討チームを 設置して、具体的な検討案を考えてやっていこうと考えています。

それから、本年度に「ハラスメントの防止等に関する基本方針」をつくっているんですが、これの周知をしっかり徹底していきたいと考えています。

プラン自体を次のページから付けさせていただいておりますが、内容は省略させていただきます。

説明は、以上です。

## 【質疑】

#### 教育長

報告1はいかがでしょうか。

-全委員が本報告を了承する。-

# •審議事項

# 報告 2 教職員の資質能力向上支援事業の令和 2 年度実施結果について (公開) (中村教職員課長説明)

報告2 教職員の資質能力向上支援事業の令和2年度実施結果について 教職員の資質能力向上支援事業の令和2年度実施結果について、別紙のとおり報告 する。令和3年3月11日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1ページをおめくりいただきまして、令和2年度の教職員の資質能力向上支援事業の結果です。

- 「1 要旨」にございますが、この事業による指導が不適切である教員について、 その対応として、令和2年度に指導改善研修というのを受講させておりまして、その 教員の研修後の措置を決定したという報告になります。
- 「2 内容」としまして、受講は小学校の1名の者が研修を受けたものですが、2 月1日に三重県指導改善研修審査委員会(弁護士、大学教授等で構成)でご審議いた だきました。この1年間の研修の状況を報告もさせていただき、研修後の措置を決定 しました。

結果としまして、指導が不適切である教員の認定は解除し、1年間の経過措置を伴う勤務ということですが、校長による経過観察のもと、勤務することで復帰させます。 状況としましては、学習指導や社会性、教育公務員としての資質について、一定の研修の成果がみられており、指導が不適切である認定は解除するものの、生徒指導にまだ少し課題が残っているということで、1年間の経過観察を伴う勤務として復帰させるということです。

今後の対応としましては、1年間の経過観察ですので、この教員が在籍している市 町教育委員会や所属校の校長と連携して円滑な復帰を支援していきたいと考えてお ります。

なお、令和3年度につきましては、この指導改善研修の対象となる教員は、今のところ、認定はされておりません。この指導改善研修以外にもフォローアップ研修ということで、より適切な指導を支援するための研修などがございます。そういった研修も活用しながら、こういった指導が不適切である教員を生まない環境づくりに取り組んでいきたいと考えています。

説明は、以上です。

# 【質疑】

# 教育長

報告2はいかがでしょうか。よろしいですか。

-全委員が本報告を了承する。-

#### •審議事項

# 議案第59号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第14 号)) (公開)

(奥田教育財務課長説明)

議案第59号 専決処分の承認について(令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号))

令和3年3月2日急施を要したため、別紙のとおり令和2年度三重県一般会計補正 予算(第14号)に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求 める。令和3年3月11日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号)について、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第29条の規定により、知事から意見を求められたが、急施を要 したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処 分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

次ページ1ページをご覧ください。

令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号)について、知事からの意見照会に対し、原案に同意する旨の回答です。

裏面2ページは、知事からの意見照会文書です。

3ページをご覧ください。

今回の補正予算についてご説明申し上げます。今回の補正では、補正額の合計欄に ありますとおり、総額で12億5,015万1千円の減額を行うものです。

4ページをご覧ください。

補正予算の主な内訳を整理しております。教職員の退職手当について再算定を行いました結果、教職員退職手当で1億8,310万1千円を、教職員の人件費について再算定を行った結果、上から3行目の小学校人件費で1億3,211万円を、中学校人件費で9,460万5千円を、高等学校人件費で8,366万7千円を、特別支援学校人件費で1,970万6千円をそれぞれ減額します。

次に、教職員退職手当と人件費以外の主な事業についてご説明申し上げます。上から2行目の高校生等教育費負担軽減事業費は、授業料以外の教育費負担の軽減を図るための高校生等奨学給付金と授業料相当分を支援する高等学校等就学支援金等の実績見込みの精査により、1億5,561万1千円の減額

高等学校費において、校舎その他建築費は、自動水洗化等改修工事等の入札差金による工事請負費等の減により、1億2,894万3千円の減額、情報教育充実支援事業費は、県立高等学校において、令和4年度からの新学習指導要領の適用を見据え、ICTを活用した一人ひとりに応じた学びや、協働的な学びをより効果的に進めるための学習用端末4,085台を整備する費用として、1億9,618万1千円の増額

社会教育費において、受託発掘調査事業費は国道42号熊野道路の工事に係る発掘 調査面積が減少したこと等で、国・中日本高速道路株式会社等からの受託事業が減少 したこと等により、1億1,324万6千円の減額

保健体育費において、みえ子どもの元気アップ部活動充実事業費は、部活動指導員数の確定による市町に対する補助金の減により、966万8千円を減額するものです。 最後に5ページをご覧ください。

事業の完了が令和3年度になる6件について、繰越明許費に計上しております。上から4番目の先にご説明申し上げました県立高等学校における学習用情報端末の整備を除き、いずれも国の新型コロナ対策関係の補正予算に係るもので、トイレ洋式化改修、特別教室等の空調整備、特別支援学校の厨房等改修工事として、9月補正予算に計上しましたが、学校の教育活動への影響を踏まえ、休日や長期休業機関等を利用して工事を実施する必要があり、年度内の工事の完了が困難なものです。

説明は、以上でございます。

## 【質疑】

#### 教育長

議案第59号はいかがでしょうか。

#### 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

#### •審議事項

# 議案第60号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について (公開)

#### (井上高校教育課長説明)

議案第60号 三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定について、別紙のとおり提案する。令和3年3月11日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定については、三重県教育委員会権限委任規則第1条第20号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校、いわゆるコミュニティー・スクールに新たに指定する学校は飯南高等学校です。飯南高等学校は、この制度の導入により地域に開かれた信頼される学校づくりを一層進めていくことを目指しており、令和3年4月1日付で指定を提案するものです。

2ページをご覧ください。

「1 飯南高等学校のこれまでの状況」についてです。飯南高等学校では、平成 11年度に普通科から総合学科に学科改編し、全国初の連携型中高一貫教育を導入し、 飯南中学校、飯高東中学校、飯高西中学校と連携を深めてまいりました。

また、平成29年度から「飯南高等学校活性化協議会」を設置し、地域住民や地元 行政の協力のもと、学校及び地域の活性化・魅力化に取り組んでまいりました。

「2 地域と連携したこれまでの主な取組」として、地域のフィールドワークを取り入れた探究的な学びをはじめ、地元の林業3社との飯南の木材を活用した「木の手帳」の共同開発や、飯南地域への移住を促進するために、生徒が考案した「空き家片付けプロジェクト」の実施、連携中学校と一緒に地域活性化を目指した「道の駅コラボプロジェクト」や、美術部による「緑茶ラテアート」の出店といった実践的な学びを行ってきました。

令和元年度からは、活性化協議会をベースに、地域の事業者やNPOも加わり、地域人材育成コンソーシアム・いいなん」を立ち上げ、地域で活躍する人材の育成に努めています。

3ページの「3 今後の方向性」をご覧ください。学校運営協議会制度の導入により、学校に対する地域の意識が協力から参画に変わり、これまでの地域と協働した教育を発展させていくことが可能になります。学校は地域人材の紹介や教育活動の提案を受けることで教育力を高め、地元の要望をもとに地域社会を担う人材の育成を目指します。

また、既に学校運営協議会制度を導入している飯南・飯高地域の小中学校や松阪市と一層連携した取組に発展させていくことで、校種を超えた協働的な学びを実現していきます。

5ページは、学校から提出された学校運営協議会委員推薦者一覧です。これまで活

性化協議会の委員として飯南高校の教育活動にかかわってこられた方や地域住民の方を中心に委員をお願いする予定です。

6ページが、学校から提出された学校運営協議会の設置にかかる意見書です。

以降、7ページから12ページまでは、学校運営協議会を設置する根拠となる法令です。

三重県立学校における学校運営協議会を設置する学校の指定についての提案は、以上です。よろしくお願いいたします。

#### 【質疑】

#### 教育長

議案第60号はいかがでしょうか。

## 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

# •審議事項

# 議案第61号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案 (公開)

(林社会教育·文化財保護課長説明)

議案第61号 三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和3年3月11日提出 三重県教育委員会教育長

#### 提案理由

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項、及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

内容について説明させていただきます。3ページをお開きください。まず、改正理 由ですが、文化庁から国指定の文化財に係る申請等につきまして、原則、押印不要と した旨の通知がなされました。

それを踏まえ、県指定文化財に係る申請等につきましても、様式の改正を行うものです。併せて宛先等の改正も行うものです。

改正内容といたしましては、まず1つ目、様式中の「印」を削るということ。それと6号様式中、「押印のあるもの」を削りまして、押印廃止等により予期しないことが発生することも想定されるため、「注」に、「その他、特別な事由のある場合には、その内容を示す資料を添付すること。」を加えます。

そのほか、「三重県教育委員会 様」、「三重県教育委員会教育長 様」となっているのを、「あて」に改正するというものです。

施行期日は令和3年4月1日から施行します。

次ページから参考までに新旧対照表を添付させていただきました。ボリュームが多いものですから、説明は省略させていただきます。

何とぞご審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

# 【質疑】

# 教育長

議案第61号はいかがでしょうか。

# 【採決】

-全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。-

# ・閉会宣言